

法律家と文筆家の資格と人格

——チャールズ・デイケンズとその小説作品に辿る英国の法のイメージ——

宮 丸 裕 二一

英国において、法律家はまずもって悪人であるか、さもなければ少なくとも変人である。事実においてその通りであるかどうかはさておき、このことは子どもでも知っている常識として長らく定着している。場合によっては、ほとんど法律家に必要とされる一資質とまで考えられているほどである。これは、法律家自身が認めるところで、例えば、発言の枕に「法律家の私が言っても信じてもらえないかどうかわからないが」と自嘲的に付け加えることが意味を持つことから分かるだろう。このような、今日の一般的認識の一部を形成している悪しき法律家像の大半は、法律家の仕事が生社会の前面に現れ、その仕事の利害関係者の人口がいよいよ増えてきた一九世紀に一般化したと見てよいだろう。一九世紀にそうした認識が存在したことの証言者に、あるいはその認識を再生産しさらに広く普及させた伝道者に、小説家であるデイケンズがいる。ジョージ・バーナード・ショー（一八五六―一九五〇）をして「過激さにおいて『資本論』を凌駕する」と言わしめる小説を書いたデイケンズであれば、法律家へのこうした絶望的認識は司法に関するアナキズムの提唱へと向かうことも考えられたろう。⁽¹⁾しかしその後のデイケンズを見ると法律家の違う側面を描きつつ、ま

た元々固く閉ざされている法律家への道を自分のキャリアの一つとして検討した跡が見られるのである。新たに修正される法律家像が広く読者に受け入れられていることは、この時代に迎えた法律家への社会一般のまなざしが転換しつつあることを、そのまま伝えるものであるのではないだろうか。そこで本論では、自身が英国ヴィクトリア朝を代表する作家であるチャールズ・ディケンズ（一八二二―七〇）が法とその運用を痛烈に批判しつつも、法とその権力に独自の近づき方を見せるという現象の中に、法とその担い手に対する期待のあり方を考察することで、やがて英国内外で法そのものがそれまでとは違った資質を持つ者によって担われる、それまでとは異なった営みへと移ってゆく過程を明らかにし、今日の世界で我々を取り囲む法律家の資質への期待を形成するに至る背景を辿ってゆきたい。

実際、ディケンズの法への批判は痛烈であり、その小説『ジャーナリズム問わず、文筆のキャリアを通じて絶えず見ることが出来る。小説『ニコラス・ニクルビー』（一八三八―三九年）の中では、「法律の編み出した作り話も聞いて愉快な類の作り話も多くあるけれど、中でも一番愉快であり、冗談に実行まで伴っているのが、「その公正不偏の見地から見て万人は等価の価値を持ち、個々人の財布の中身など度外視してあらゆる法律の便益は万人によって享受される」というやつである」と言い、自ら作り話（虚構）を編み出す仕事を担う代表格である小説家という立場から法律を作り話であると看破している⁽²⁾。あるいは『荒涼館』（一八五二年）という小説ではその根幹となるテーマの大きな一つとして法律を据えている。ジャーナダイス対ジャーナダイスの民事裁判は大昔から続き、裁判官から書記まで大法官裁判所に務める者は誰もがこれに関わったことがあるほどに長年に渡っており、その間に無数の者が関わっては亡くなっていき、訴訟申立状は既に死亡統計表になってしまっている始末である。証人に呼ぼうと思った「少年」を出頭させようとするも老衰で亡くなってしまふ。何世代も続くこの裁判のことが話題になると誰もが意見を持ってい

て論争にはなるものの、しかし全体を理解する者は誰一人この世からいなくなってしまうっており、訴訟費用だけが莫大な金額に膨れあがっているのである。この原因は、法廷に立つ者が「奸策、言い抜け、引き延ばし、文書破棄、妨害をありとあらゆる口実をもうけて行う」からであるといい、それでもこうした訴訟が行われるのはイングラントという「この自由で偉大な国」だからであるという⁽³⁾。結果、訴訟を扱う法制度そのものが機能しなくなっていることが非難の対象となつている。最終的にも訴訟費用が争う対象の価値を超えたために誰も何も得るところなく結審を見るという結末が用意されている。もちろんコミック作家でもあるデイケンズが小説を書く際に用いがちな誇張を考慮に入れる必要はあるが、法制度の仕組みを運用する上で弊害があつたことは事実である。

これらの例を超え、デイケンズが法律を非難した言葉として最もシンプルにして、実に多く引用される有名なものとして「法律は阿呆だ。とんだ間抜けだ」という言葉が知られている。これは小説『オリヴァ・トウイスト』（一八三七―三九年）に登場する教会付きの役人バンブルの言葉であるが、単に法律を悪し様になじる決めぜりふである以外の文脈として、これには前段と後段がある。主人公の孤児オリヴァの出自となる手がかりを隠していたことを追及されて、妻の尻に敷かれているバンブルは言う。

「これは全部うちの妻がやったことなんです。すすんでやろうとしたのは妻なんです。部屋を見渡して自分の妻が出て行ったのを確認してから、バンブル氏は言った。

「そんなことは言い訳にならないんですよ」、ブラウンロウ氏が言った、「あの小物『オリヴァの出自を示す証拠となる金のロケットと指輪』を処分した場にあなたは立ち会っていたのだし、それも法律的な観点からすると奥様とあなたとはあなたの方が、より罪が重くなるんですよ。法律というのは、あなたの奥様はあなたの指図の下に行動するものと考えますからね」。

「もし法律がそんな風に考えるのなら」、バンブル氏は両手で帽子を握り締めながら言った、「法律の方こそ阿呆なんだ。とんだ間抜けだ。そんなものが法律的な観点だっていうなら、法律つてやつはまだ独り者で、女房をもらったことがないに決まっている。法律つてやつもちゃんと物事を見られるようにせて経験⁽⁴⁾を積んでもらわないと。人生経験つていうものを」。

善人悪人などの設定を最終的には度外視して人物造型の描写に入れ込んでしまうディケンズらしく、ここでは悪人であるバンブルの口から、法の硬直性についてかなり気の利いたことをディケンズは言わせてしまっているのである。つまり、個人にはそれぞれの立場や事情や成り行きというものがあつて結果としてある一つの行動に至っているのであつて、物事が理屈通りにいかないところがあることは人生経験を積んだ者であれば説明の必要さえなく周知の通りである。そして、絶対的な権力を背景に実効性と共にある割には法律というものはその個々の事情というものを考慮してくれないということへの不満をバンブルは吐露しているのである。この言葉を、経験主義に裏付けられたコモン・ローおよびそれをさえ補う衡平法を備える法律を戴いている英国において発するのである。

そうしてみると、バンブルの不満は、自身が意識しているかどうかは別にしても、法律の判断が行われる場での考え方や、その運用の集積から形成されてきた考え方の方に向いていると言えるだろう。同じく、先のジャーナリス対ジャーナリスの訴訟についても長年の積み重ねによって作られてきた仕組みの欠陥、手続の欠陥、あるいはそこで罷り通る非生産的な戦略というものに対して、非難の方向は主に向いていることが分かる。平等概念を作り話と呼ぶことも、作り話をしていることへの憤りというよりむしろその作り話が実践されないことへの憤りと考えるのが正しいだろう。ディケンズが法律に言及する時、多くの場合その非難の的は、法の理念そのものや、現行法の一つひとつであるというよりは、その手続上の仕組みの不備からその理念が実行されないことや、法の趣旨に則らない運用の

あり方の方である。ひいては、法の運用を担う立場にいる人物の資質を問題にしていることが分かってくるのである。では、どのような人物がどのような資格をもって法律にまつわる営みを司り、その業務に携わっているのか。ここで英国における法律家について確認しておきたい。法曹資格を有する弁護士は、法廷弁護士 (Barrister) と事務弁護士 (solicitor) にその役割が大きく分割されている。日本では一つの職業としてまとめられているものの、両者は英国においては業務の役割だけではなく社会的な立場まで含めて大きく異なっている。法廷弁護士は法廷に立つて弁論する特権を持っており、その資格を得るためには訓練によって専門的な知識を積むことも必要とされるが、それ以前に重要なのは特権的な上層の社会階級に属していることである。これは今日でもかなりの程度までそうであるが、ここで扱う一九世紀当時のことでは、上流階級や上層中産階級といった紳士階級に完全に限られていたと言っている。ここにいう紳士階級というのは紳士らしい心持ちや姿勢の問題ではなく高貴な出自を背景に持つ厳然たる社会階級のことであり、平たく言うとは職業を持たなくても資産で生きていける階級のことである。当然ながら大きな地所に大邸宅を構えた上流階級が元々であるが有産階級こそは資産を分散させないために長子に限った相続を行うため、それに与かることのできない次男以下は必要な教育を受けてある程度の支度金を譲り受けたら、その資産で暮らしていくか、自らの経営に乗り出すか、もしくは、「特殊な職業」に就くことになる。この限られた特殊な職業はプロフェッション (profession) と呼ばれ聖職者、上級官僚、軍隊の士官、大学の教師などがあり、その中に法廷弁護士も含まれる。もちろん、継ぐべき資産を持つ者もその階級に属する以上なすべき社会への奉公としてプロフェッションに名を連ねる者もいる。また、これよりも下の階級の出身の者が功成り名遂げて紳士階級に入り込もうとする動きも大きくあり、その際プロフェッションに就くことは一つの目標になるが、社交の網の目が取り囲む中それはそうそう容易ではない。

中産階級の台頭が他の時代に比べて激しい一九世紀英国にあつては、階級間移動が実に流動的に行われたが、それと並んで紳士階級の定義づけもまた流動化し、誰を紳士と呼ぶかについては必ずしも一律でないところもあるが、その境界線が消えたことは一度もないのである。そして、プロフェッションは「特殊な職業」であるからその名譽の見地から生計を立てる生業としての職業 (occupation) とは区別され、紳士が一般の民のために「務めて下さっている」業務であるがゆえに、そこに支払われる報酬も代金というよりも謝礼金といった性格のもので、わざわざそのためにポンドとは別にギニーという通貨まで用意されている。⁽⁵⁾ 法廷弁護士もまた、君主の名の下に開廷される法廷に立つて、一般市民に成り代わつて弁護の業務を「引き受けてあげる」仕事であつて、誰もが務まるものではないのである。法廷弁護士へのルートとしてはパブリック・スクールを卒業してオックスフォード大学やケンブリッジ大学に進学するかあるいは進学せずに四つの法学院 (Inns of Court) のいずれかに学び、その精進の度合いを見てやがて学生を「招喚」し晴れて法廷弁護士として認められることになる。⁽⁶⁾ 中央大学の創始者に名を連ねる穂積陳重 (一八五五―一九二六) や増島六一郎 (一八五七―一九四八) が英国で法廷弁護士の資格を取得したことは、法律の勉強ができたとか英語が話せたとかいうことに留まらず、まだ開国してそう経たない国から来た若者が名士の一人として認められたという側面を併せ持つ意味で特異なのである。⁽⁷⁾ ここに見るように、現在の見地から見ると英国の法曹資格は限られたサークルの中でのさじ加減で決められていた側面は否めず、専門的知識の量やその教育が不十分であることなどは珍しくなかった。能力主義などは二の次に置かれ、特定の階級の中で私物化されていたことが大きな特徴であり、社会の多くの者はその生まれ落ちた社会階級ゆえに始めから門戸が閉ざされている世界だったのである。

法廷弁護士が法廷に立つその脇で補助役として情報を与えるのが事務弁護士である。刑事裁判であれば検察局の職

員である（英国には検察官制度がないため刑事裁判においても法廷弁護士が追訴の役につき検察局職員は補助役を務める）。文書の作成や対面での調査や交渉、法廷への文書の提出、裁判不要な審理の手続など、法廷弁論を除いたすべての法律業務はこの事務弁護士が担っている。事務作業の実践によって積み上げられた専門知識を事務弁護士が備えているからこそ、法廷弁護士は知識不足があるうとも堂々と弁論を開陳することができていたのである。事務弁護士の所属階級としては他の事務系の職員と同じく下層中産階級の典型のような位置づけであり、デスクの前で働く頭脳労働という意味では労働者階級とは大きく一線を画すけれど中産階級とはいえず生活の糧としての職業を持つ意味では紳士階級からは程遠い存在である。一九世紀には多くは丁稚奉公のようなかたちで事務所で見習いを始めることでキャリアを始めるのが一般的で、学校を出て識字があり努力によって自らの道を切り開こうと思う者にはもってこいの職業であるし、法廷弁護士とは異なり多くの者に広く門戸は開かれている。

そして、裁判官であるが、この職位に就く者は法廷弁護士としての経験を積んだ者の中から選ばれているので、その出自となる所属階級は法廷弁護士のそれとそのまま一致することとなる。昨今の日本のそれとは比べものにならないほどの大きな司法改革を経て、法廷弁護士と事務弁護士の差を小さくした上、法廷弁護士資格にも出自よりも能力が大きく反映するよう努めてきてはいるものの、今日でも特権階級以外の出自の者には依然狭き門であり、一九八〇年代の資料を参照しても裁判官の出身はパブリック・スクールの出身者がなお八四・一パーセントを占めていることから分かる⁽⁸⁾。ただし、能力よりも出自がものを言うとはいえず、英国の裁判の特徴として、裁判は当事者に主張を開陳させる場を設けることが第一であり、当事者に自明なことは当事者に任せ、裁判官に期待されている役割は刑事裁判においては司会役、民事裁判においては当事者同士の仲裁役のようなどころがあり、今日以上に陪審の判断に多く

を譲っていた一九世紀においてはことさらそうした側面が強く、それでも司法に期待される一定の機能を果たしたものである。ここでも、やはり裁判官に求められる資質は、専門的知識や鋭く真実を追究する手腕といったものを凌いで、間違いない出自と環境によって形成されているであろうと想定される紳士階級の人格の方なのであった。まさにバンプル氏なら（理論上は）諸手を挙げて賛成しそうな、相応の社会的責務を負った階級の人物が、さらに人生経験や業務経験を積んだ後に発揮する判断力をこそ支持する考え方なのである。

にも関わらず、あるいは、だからこそ、裁判官という存在が英国において変人の表象を獲得していることは興味深い。法廷にいる者の中で、当事者である一般市民から最も離れた感覚や価値観を有する者こそ裁判官であるという伝統的認識である。裁判官というのはそれだけ世間のことを知らず、どこか一般感覚とずれた存在であるということである。さらに言えば、法律の知識さえ怪しい。例えば、W・S・ギルバート（一八三六―一九一一）によるコミック・オペラ『陪審員裁判』（一八七五年初演）に登場する裁判長は、ある種英国人が共通して持っているイメージを体現するものである。⁹ 裁判長自身が歌って自己紹介するところによると、自分は裁判長でありながら法律には詳しくないが、それでも法律家になれる方法があるという。法廷弁護士になってからも事務弁護士の娘と結婚して親戚になることで裁判官になった。元々醜かったその妻とは別れてしまったけれども裁判官になったので問題ない。今回裁く本件は婚約不履行をめぐる裁判なので正に私が適任の仕事であるといった具合である。こうして、紳士階級の出自の者に限られているからこそ、それに対する裏技も発達するのだが、職業的知識を裏付けに真実に基づいて裁くということとは何も関係ない人事なのである。

また、より下級の裁判所、つまり日本の地方裁判所および簡易裁判所に相当するレベルの刑事事件を担う「治安

判事裁判所」(magistrates' court)においては、裁判官ではなく判事が置かれているが、この治安判事は法曹資格を持つていない。これは驚くべきことに今日においても同様である。⁽¹⁰⁾治安判事は 'magistrate' あるいは 'justice of the Peace' と言ひ、知性と常識とやる気がある公正な人物という資質を求められる。免許や形式的な資格を持たないために「素人裁判官」(lay judge) あるいは「素人判事」(lay magistrate) と呼ばれる。この役職に相応しい資質を備える人物がどこにいるかという点、ここでもやはり紳士階級の中に見出されるのである。つまり、地域の名士とされる人物が社会のために無給のボランティアで奉仕するのである。自身が犯罪や自力で解決できない民事事件の当事者になる可能性が低いと社会に期待されていることもさながら、社会的立場によって尊敬を勝ち得ており、その判断力に社会的な信頼を得ていることが重視されているのである。そうなると社会の中での位として「偉い人物」をその役割に選ぶのは当然の選択で、ここでも専門的知識や能力に優先して社会階級が重視されている。特定の階級に属するものの判断力を絶対的に信頼できるのかどうかという点には当然疑問の余地が残るのであるが、しかし、素人に判断を預けるのは陪審員制度や裁判員制度とも共通していることで、驚きどころかむしろ世の中はそちらに進んできている側面も認められる。⁽¹¹⁾

出身階級が絶対的な条件でなくなった今日の英国でも、法廷において裁判官や判事が一番「偉い」ことには変わりはない。現在でも御上が「耳を傾けてくれる」(hear) というスタイルは堅持されているし、法廷への敬意がそのまま裁判官への敬意として表現されるのは、一番立派なかつらを被っているのが裁判官であり、他の者は敬称で呼んで、敬語で話しかけ、入出廷時に全員が起立することに目視して確認できる。こうした上下関係の位置づけの伝統は平等主義を掲げる社会である今日の日本やアメリカ合衆国にも多く引き継がれている。

ここまで見てきて一つ確認することができるのは、英国という国は制度としての法治主義をその歴史の中で育ててきてはいるものの、その基盤に深く根付いているのは徳治主義の方であるということだ。法の制度という不完全なものも徳を持つ者が司ることで、その不備を埋めてうまく機能するという信条があるのである。裁判官や判事が上流の出身者で占められ、時には出自だけをもって徳を備え持つ者とみなして裁きを任せる英国にははっきりとこうした徳治主義の考え方が制度の中にも残っていて、その点で前近代的なのである。

法律業務に携わる主な職業は以上のとおりであるが、ここで注目したいのは、法廷弁護士や裁判官が属するプロフェッションというもののへの関心である。上記のとおり、当初は社会の上層に位置する者が社会のための義務としての務めを果たす場であったものが、やがては社会に職業人として参画しつつも紳士が紳士としての体面を保つことができるものとしてのプロフェッションという意味を帯びてくる。そして、今度はこうしたプロフェッションに就くことが紳士階級に属していることを証明する根拠となってくれるようになる。圧倒的な資産を背景とする貴族や地主階級の出自を持つ者がこうした役目を果たすことそのものは従来あったことであるが、このように、法律家をはじめとする多くのプロフェッションがプロフェッションであるがゆえに紳士階級に数え入れられるようになったのは一八〇〇年⁽¹²⁾に急激に起こった現象である。そこには、法律業務に代表されるようにプロフェッションが携わる仕事内容がより必要とされ、一般市民の目に触れるようになり、その存在感を増したことも背景にあるが、それと並ぶ大きな要因として、中産階級の勃興によりプロフェッションに就いていることをもって紳士階級に属することの根拠とした層が厚くなってきたことが背景にあるのである。こうした上昇志向は、むやみやたらに紳士階級に属することだけを目標とした人物の失敗を描いたデイケンズの小説『大いなる遺産』（一八六〇〜六一年）に見るとおりである。また、

プロフェクションに就きながらそれが社会的責務でありつつ実状としては十分に経済的生活基盤になっている場合も当然出てくるが、このことがさらに問題を生むのである。その定義上、金儲けとは無関係のアマチュアリズムを原則としているためである。

ディケンズが生まれた時代というのは、すでにこうした社会の動きが目に見えていた時代に相当し、紳士階級という既存で固定的な階級がありつつ、紳士階級への新たな人口も開け始めていたという両義性を持つ時代なのである。同時に、無条件に尊敬を勝ち得ている階級に属する者だけが務まるプロフェクションと、条件さえ満たせば新参者が参入しうるプロフェクションという両面が見えていたのである。そしてそのことに関わって、具体的にどの職業をプロフェクションに数え入れるのかという境界線が流動的になる時代でもあり、多くの論争の跡がこの時代には残っている。これも背景として紳士概念と連動しており、紳士の資格とは出自なのか、それに属する職業なのか、あるいはそれに相応しい精神性なのかと、それまでにはあり得なかつた論争の余地が生まれるのである。

この点をめぐる議論に関して、ディケンズにおいて特に重要なのが、ジャーナリズムの位置づけである。一八世紀に識字率と印刷技術が高まったことを背景に発達したジャーナリズムというものは、当然ながらそれまでになく新しく生まれた職業ということになるが、新しいだけにその位置づけには多様な見方が出てくる。ジャーナリストこそは万人には与えられていない特異な知性をもって社会を牽引する指導的な立場でありプロフェクションなのだという考え方が一方にある。他方で、いくらプロフェクションが存在感を増す時代にあつても、ジャーナリズムは仕事そのものがついこの間生まれただけであるし、ましてや印刷物を売って生計を立てているのだから、プロフェクションではとてもあり得ないという考え方もある。ここにいうジャーナリストとは、広く文筆業を指しており、小説家も含ん

でいる。⁽¹³⁾ 文学史的に見て一八世紀における小説という新たなジャンルの発生はジャーナリズムの普及と発達にかなりの部分を負っていて、その文体、描写手法、関心分野その他においてジャーナリズムの延長上にあるからである。また、実際、ディケンズもまたジャーナリズムの延長で小説を書き始めており、ディケンズの小説の多くはジャーナリズムの一部として存在したし、また小説家としての不動の地位を占めてからも並行して雑誌の編集、執筆、経営を続けている。未だ全社会としてジャーナリストの位置づけが確定していなかった中で、ディケンズは当然ながらジャーナリストに代表される文筆業はプロフェッションなのだ主張したが、同じ作家であり雑誌編集にも携わったウィリアム・メイクピース・サツカリ（一八一一―一六三三）などは賛同しかねている。⁽¹⁴⁾ プロフェッションとはその結果として稼ぎをもたらすプロフェSSIONナルな側面を持ちつつも、アマチュアリズムにこそその起源と核心を持つのであるという旧来の考え方は根強かった。自身がパブリック・スクールを卒業した自他共に認める紳士階級に属していたサツカリにしてみれば、売文業であるジャーナリズムに携わる者を紳士呼ばわりするなどということはお笑い草にしか響かなかったのである。⁽¹⁵⁾

プロフェッションとは、紳士階級と連動しているものであり、それに携わるに相応しい中味を持つべきものであり、社会的には一つの階級属性性でもあり、また社会に参画する上での精神的な姿勢でもあった。当時の英国の法律家の扱われ方をディケンズの中に確認してゆく時、これが紳士階級の典型的な生業である以上、先に見るようなディケンズが抱く希望も含めたバイアスが紳士階級の描かれ方に大いに影響していると見るべきだろう。

さて、ディケンズの個人的なキャリアの中での法律との関わりを見ていきたい。ディケンズが法律の影響力を知ったのは、自身が法律に職業的に携わるずっと以前の幼少期である。ディケンズの父親ジョン・ディケンズ（一七八五―

一八五二)が借金滞納のため家族と共に債務者監獄に投獄された際である。長男であったデイケンズは一一歳にして一人暮らしを始め靴墨工場で働くこととなり、牧歌的な学校生活を終わらせ将来の幾多の夢を諦めることとなった。これはデイケンズの生涯に極めて早い段階で訪れた試練としてよく知られているが、これだけの生活の転変の手續に法律が介在していたことは幼いながらも痛いほど分かったはずである。⁽¹⁶⁾そして、半年後にジョン・デイケンズが自己破産申請をしたため家族が監獄を出ることになる。したがって、監獄から助け出し、家族を元の家族に戻してくれたのも法律家の手引きによるものだったといえるだろう。

デイケンズが登場する以前までの時代には、英文学史に登場する作家は、多くがその本業を別に持ち、文筆への関わり方は趣味であれ社会的使命であれ、職業として携わるのではない場合が通例であったが、その中で多い本業が聖職者と並んで法律家である。⁽¹⁷⁾そうした意味では、デイケンズが法律に関わる仕事からその職業遍歴を始めたことは文
学史的観点からすると異例ではない。家族が監獄から出所した一八二五年、一三歳で一時的に学校に戻されるが、その後も経済的に家族が苦しみ続けたことを背景に、一八二七年に早くも一五歳にしてグレイズ・イン法学院 (Gray's Inn) のエリス・アンド・ブラックマー事務弁護士事務所働き始め、同年内にチャールズ・モリー事務弁護士事務所に移籍している。同じ法律業務と言っても英文学史に登場する文豪達とは立場に大きく差があり、デイケンズここではほんの事務員 (Clerk) に過ぎなかったが、法律にまつわる知識はこの時に獲得し始めたのである。⁽¹⁸⁾また、英文学史の中でも群を抜いて多くの法律家が登場し、詳細にわたって法律にまつわることが描かれるデイケンズの作品の素材もこの時代にかなり多くを仕入れたと考えられる。

一八二九年、一七歳になると、デイケンズはフリーの記者として、民法博士会 (Doctor's Commons) で裁判の取材

をする記者の業務に携わることとなる。⁽¹⁹⁾この年にデイケンズは大英図書館への入館票を入手して独学で大いに読書に埋没すると共に、速記の勉強に取りかかる。速記をマスターするのは六カ国語を覚えるほど難しいと言われていた中、デイケンズはこれをいち早く体得したが、その手腕はちよつとした得意な技術を身につけたという程度のものではなく、たちまち前代未聞の優秀な記者となり、他の追隨を許さなかつたとの証言が残っている。⁽²⁰⁾これに続いて一八三一年には、『ミラー・オヴ・パラメント』、『トゥルー・サン』、『モーニング・クロニクル』といった各新聞社から仕事を請負って、大法院 (the Court of Chancery)、治安判事裁判所、国会議事堂を始め、英国中を馬車で奔走して広く取材する記者として働くことになる。ここでも身につけた速記を武器に記者としての頭角を現し、その有能さからこの業界での有名人になっている。⁽²¹⁾この仕事を通じてさらに法律に通暁することになり、司法のみならず、立法院に取材した点からも幅広く法律に触れることとなる。そうした仕事の合間に一八三三年に寄稿した一編が採用されたことをきっかけに作家と二足のわらじを履くことになる。一八三六年一月に二四歳で『モーニング・クロニクル』の仕事を離れる頃には既にヒット作で一大ブームを引き起こした人気作家になっている。以上がデイケンズが作家になる前に直接法律に関わる業務に携わった経験になるのだが、事務員として、あるいは記者として、法律の周辺から常に関わり続けながらも、その直接の担い手にはなっていないのである。

作家としての身分がある程度安定してからも法律職へのデイケンズの関わりは終わっていない。一八三〇年代のデイケンズは小説家としての地場を固めつつも、文筆業と法律職の間の進路選択に揺れていたとカールトン⁽²²⁾は論じている。ここには、友人で、法律家になり後に西インド諸島の植民地の裁判所長官の座にまで登り詰めるジェイムズ・E・ロウニー (James E. Roney) という人物の影響が少なくないという。ロウニーは、一八三三年にミドル・テンブ

ル法学院への登録を果たし、その後順調に法廷弁護士になっていくのだが、ディケンズは記者をしていた一八三二年から三六年までロウニーと同居しており、ロウニーが法律家としての自らの進路を切り開いていくのを身近に見ていたことになる。さらに、一八三六年の末に知り合つて以来生涯の友となり、ディケンズが自身の死後の伝記執筆まで任せるほどに親交を深めたジョン・フォースター（一八二二〜七六）もまたインナー・テンプル法学院（Inner Temple）に学んでいた。フォースターの実家は肉屋であり下層中産階級出身である点で背景はさしてディケンズと変わらず、共に演劇を愛し、知り合った段階で両者とも若くして作家の地位を確立していたが、二人は法学院教育の有無という点で大きく異なっていた。フォースターも法律よりは文学の道を選ぶも、一八四三年に法廷弁護士の資格を取得するに至る。また、フォースターが次々と紹介してくれる文壇の面々にも、法廷弁護士の資格を持つウィリアム・エインズワース（一八〇五〜八二）や、裁判官を務めるサー・トマス・タルフォード（一七九五〜一八五四）など法律家が多く含まれていた。こうした人物たちに囲まれていたことに強く影響を受けてのことと思われるが、一八三六年、ディケンズはリンカーンズ・イン法学院（Lincoln's Inn）に隣接する法学徒の宿舎であるファーニヴァルズ・イン（Furnivalls Inn）に暮らすことが実現してなお記者として忙しい生活を送りながらも法律の勉強をする機会を得て、三九年にはミドル・テンプル法学院に学生登録をしているのである。立て続けに出す人気作品で既に押しも押されぬ大作家になっていたディケンズが今更に法学院に登録していることは興味深い。これもどうやら形式だけのことではないようで、また、残された手紙によると、法律家にならうとする意志は一八四六年、三四歳の時点でなお持続していたと思われる。⁽²³⁾前述の通り名士が無給で奉仕する治安判事とは対照的な有給の判事にならうという計画があったようだが、最終的に一八五五年に四三歳で法学院への登録を解除し、預託金の払い戻しを申請している。⁽²⁴⁾

このようにデイケンズが法律職への進路を考えていたことをダグラス・フェアハーストは、文筆業という生業が財政的不安定さが残ると共に、社会的にみて立場が確立していないことにデイケンズが不安を抱いていたためであると説明している。国民的作家としての地位にいなながらも、片方で法律家としての立場を得ることで安定した財政的基盤の確立とプロフェッションとしての名声を求めたのだと論じている。²⁵⁾そして、実際、デイケンズがミドル・テンブル法学院を退く際の請願が議事録に記録されており、そこに挙げられた登録解除の理由の羅列を見ると、この世界に受け入れられなかったことの恨みがましさと併せて、自身の選んだ作家という職業の重要性の過剰なまでの強調が見て取れる。

一、当該請願者は「法学院に登録した」当時にすでに本の著述家でありましたが、プロフェッションとしての文学がこんなにも生活時間を要するものであり、また、これまでも今日も取りかかっているように生涯の仕事になることを予見することがかなわなかったこと。

一、(本邦国内においてまた外国において)芸術を追究してゆく中で、当該請願者は法律の追及という作業から完全に離脱してしまい、またこの離脱は最終的なものと信ずる理由を長らく抱いていること。²⁶⁾

請願の中には法律業務へのいささかの未練と自分の作家という職業についての見栄のあとを読むことができる。作家が一つのプロフェッションであって、法律家と並ぶ重要性を持ち、社会的意義を備え、尊敬されるべき職業であることとを、この場で強調することは間違いでしかなかったはずだ。しかし、ダグラス・フェアハーストが論じるように、社会的立場の安定を理由に法律の道に可能性を残していたがゆえに、それと決別した際にはその裏返しとして作家の矜持を口にせずにいられなかったものと言えるだろう。

しかし、社会的安定を求めて法律職とつながりを保とうとして受け入れられなかったという個人的な経緯だけで語るには、ディケンズはその後もあまりに多く法律を作品に登場させ続けるのである。個人的な就業の試行錯誤や社会的名声への希求を越えて、ディケンズの法律への関わりを考える上で、ディケンズが作品の中で実際に法律や法律家を登場させた、そのあり方を見てゆく。

そもそも小説というものが中産階級の日常的現実を現実のままに写し取る営みとして始まっているため、生活のあらゆるものが対象となっており、その中に何が登場し何が描かれても不思議はないのであるが、ディケンズの作品には他の小説に比べて異例なほど多くの法律関係の記述があると同時に多くの法律家が登場している。前述のとおり法律業務や記者など法律にまつわる職業での就業経験を背景としているため概ね正しい知識に裏付けられた詳しい描写となっている。⁽²⁷⁾ 注目するべきは、その中でただの一人として人物として優れた法律家を描き出していないことである。実に四六〇万語の文筆を残し、名前が付けられている者だけでも二千人以上の登場人物を描き出したディケンズであるが、その大巻の作品群の中で法律家をほとんどすべて悪人として描き出しているのである。⁽²⁸⁾ 例外として、無害な事務弁護士、性格がよいがまだ法学院に所属する法律家の卵であるケース、冷徹に正しく業務はこなすけれど機械のように人間性がほとんどないケース、あるいは、善人か悪人である以前に無気力で無関心であるケースなどは見られるが、残りはすべて悪人である。⁽²⁹⁾

ディケンズが描く事務弁護士は例えばこのような具合である。

事務員たちは、日々の業務を通じて、通常の人間がとても深い井戸の中に置かれたらなら欲しがらるような天の光と天の星の

恵みにあずからずにはいたし、井戸の中ならまだ見ることが出来る夜の星からさえ疎遠だった。

ドッドスン氏とフォッグ氏の弁護士事務所は暗く、かび臭く、湿った土の香りがする部屋で、板張りの仕切で事務員たちを俗な世間から守っていた。二つの木製の椅子に、大きな音で時を刻む時計、それにカレンダー、傘立て、いくつか連なった帽子掛け、汚い貼り紙のある棚がいくつかと、札が貼ってある古い箱があり、そこに形や大きさがまちまちな年代物の石のインク壺が置いてあった。「中略」

「どうぞおかけ下さい」。フォッグ氏は言った、「そこに書類を用意しております。私のパートナーがすぐこちらに参ります。そうしたら我々はこの件をお話することになります」。

ピクウィック氏は席に着き、書類を取り上げた。ところがその書類に目を通すよりも、書類ごしに向こうを覗いてこの実務家を観察することにした。相手は吹き出物がある初老の人物で、菜食主義者と思われるタイプだった。黒いコートを着て、黒い交ぜ織りズボンに小さな黒ゲートルを巻いていて、自分が書き物をしているその机の切り離せない一部分に見えた。そして抱えている思考と感情もその机と同程度といった感じであった。

数分間の沈黙の後、太って、威張った、厳しい顔つきで、大きな声で話すドッドスン氏がやってきて、会話が始まった。⁽³⁰⁾

このように、大いに負の要素を並べるかたちで描写される。この二人組の事務弁護士は、主人公ピクウィック氏を訴えるように告訴人に働きかけており、その動機付けは経済的利益である。世間知らずで法律家を用いる戦略に疎いピクウィック氏がこの事務所では相手を非難し始めると、これも名誉毀損の題材になり得る可能性を見込んでその発言をすべて書き取らせるのである。その際、相手と一人では話をしないで証言を確保するなど、法律を扱う上での慎重な技術を二人は熟知している。ここでは、法の正義に貢献するべく職務を行うのではなく、依頼人の利益のために法律家の立場を用いるのですらなく、自身の経済的な利益のために法律上の技能を利用する者として、法律家が描き出されているのである。

また、小説作品『骨董屋』（二八四〇〜四一年）に登場する事務弁護士ブライス氏の描写においては、その自己利益追求に加えて、慎重さをさらに描き込んでいる。債務者を残酷に追い込むクウィルプのお抱え弁護士を務めており、この依頼人にはこびへつらうがそれ以外の者には威張り散らすという大きな態度の落差がその人物造型となっている。ブライスには「真鍮」と並んで「ずうずうしさ」という意味があり、これを比喩として含意する寓意的な命名になっている。ガーランド氏が人形劇を常軌を逸するほどに好むため人形遣いを家に招き入れると、戸外には人形劇が始まるのを待つ子どもたちが賑やかに騒いで通りが騒然となる。近隣に住むと共に賃貸業を営むブライス氏がこの騒音に腹を立てるのである。

この流れに誰よりも怒りを覚えたのがサンブスン・ブライス氏で、彼ら住居人を追い出してその家賃収入を手放してしまうわけにはいかないのです、ここは一つ抑えて怒りも家賃も懐にしまい込むことにして、自宅の玄関前で人形劇を待つ聴衆に対して不完全なやり方で仕返しをして困らせてやるに留めて置いた。その仕返しの方法とは、所詮、死角からジョウロを差し出して群衆に汚い水を浴びせかけてやるとか、天井から剥がれ落ちたタイルやしっくい欠片を投げつけてみたり、二輪馬車の御者に金を握らせて角から通りに現れるなり群衆に急突進させるとか、その程度のことだった。わずかながら思慮に欠ける方々ならば、一見するとここで驚きを禁じ得ないことだろう。法律業務のプロであるブライス氏が法的手段に訴えて、こうした迷惑行為の背中を押す人々の一部または全員を告発しないのかと。ところがここで思い出して頂きたい。医者が自身の書く処方箋の薬など飲まないし、聖職者は自身が説教で説くところを必ずしも実践しないのだから、法律家だって自身のために法律を持ち出すことには二の足を踏むのである。法律というものは、危険な刃物でありながら使い方には知恵が必要で、持ち出すにはとても高い費用がかかり、切れ味がよいことでも知られているが正しい相手を切るとは限らないことでもっと知られている。³¹

法律家こそは法律の運用が技術次第であることをよく分かっている、とりあえずは正義などとは無関係であるという理解が根底にある。だからこそ、ここでも技術論として法律を考えているのだが、その理解は悪徳弁護士の一入である。ブラス氏の理解であると同時に、法律やそれに関係する業務に携わってきたディケンズが至った理解でもあるのである。

もう一つ、法律家の人物描写を描いたものとして、治安判事の例を見てみたい。『オリヴァ・トウイスト』に登場する治安判事裁判所の判事ファング氏である。別の子どもがブラウンロウ氏からハンカチを盗むが、無実のオリヴァが逮捕されて、裁判所に連行されることになる。当時の英国には少年法は存在しないため大人と同様の裁きを受けることとなる。⁽³²⁾

ファング氏は中肉中背の猫背で首がこわばった人物で、髪の毛が少なく鬢と後部にしか生えていなかった。その顔はいかめしく、赤ら顔だった。もしもファング氏が本当に適量以上の酒を飲む習慣を持つてなければ、自分のその顔を相手取って名誉毀損罪の訴えを起こし、見事損害を回復することができたらう。

〔中略〕

その時たまたまファング氏が読んでいた今朝の新聞の社説では、自身の最近の判決に触れられていて、内務大臣はこうした判決を放置してよいのかという内容の、これで三五〇回目ほどになる意見が述べられていた。ファング氏は虫の居所が悪く、怒りと陰気の入りに交じった顔を上げた。

「お前は誰だ」。

〔中略〕

老紳士はいかにも紳士らしく言った。「私の名前はブラウンロウと申します。裁判官の権威をかさに着て、善良なる市民にいわれなき侮辱をお加えになる判事殿のお名前を伺ってもよろしいでしょうか」。こう言うと、ブラウンロウ氏は廷内を見渡

して、この答えを教えてくださいる者はいないかと探した。

「廷吏」。新聞を放り出すとファンク氏は言った。「こいつの容疑は何だ」。

「こちらの方は容疑者ではありません、判事殿」。廷吏は答えた。「こちらの方は、この少年に対する告訴人として出頭したのであります、判事殿」。

判事殿はそんなことは始めからご存知なのである。相手を困らせてやりたかったのである。しかも安全な範囲で。

「少年に対する告訴人だと」、ファンク氏はブラウンロウ氏を頭からつま先まで馬鹿にするように眺めつつ言った。「宣誓させろ」。

「宣誓の前に一言よろしいでしょうか」、ブラウンロウ氏は言った、「つまり、私はこうして実際に経験するまでは、まさかこのようない」。

「黙れ」。有無を言わずファンク氏が言った。

「いいえ、言わせて頂きます」、老紳士は答えた。

「今すぐ黙れ。法廷から叩き出されたいか」、ファンク氏が言った。「無礼者が生意気に。判事にたてつこうというのか」。

「何を仰る」、老紳士は顔を真っ赤にして叫んだ。

「こいつに宣誓させろ」ファンク氏は書記に言った。「もうたわごとは沢山だ。宣誓させろ」。

〔中略〕

「さあ、それで」、ファンク氏は言った、「この少年に対する容疑はなんだ。説明してみろ」。

「私は書店の前に立っていたのですが」、ブラウンロウ氏が話し始めると、

「黙れ」、ファンク氏が言った、「警官。警官はどこだ。警官に宣誓させろ。よし、警官、これはどういうことだ」。

警官はうやうやしく容疑者を逮捕した顛末を話し、オリヴァを身体検査したが何も出てこなかったことを説明し、それ以上は何も知らないと言った。

〔中略〕

それからまた多くの邪魔が入ったり、無礼な扱いが繰り返されたりした後、ブラウンロウ氏が自分の訴えを述べることに

できた。すなわち、その瞬間は驚いたので逃げる少年を追いかけたこと、この少年は犯人ではないものの判事殿がこの少年を犯行と関係しているものとお考えになるなら、どうか法の許す限り寛大な扱いを願ひ出た。

「この子はすでに怪我をしています」。老紳士は、最後に判事席に向けて熱意を込めて言った、「しかも、相当に体調を崩しています」。

「ああ、そうだろうよ」、ファンング氏は一笑に伏した、「おい、そんな子供だまは効かないぞ、この悪ガキが。そんなことをしたって無駄だ。名前を言え」。

オリヴァは答えようとしたが、舌が回らなかつた。完全に蒼白になっていた。目の前の景色がぐるぐると回り出した。

「名前を言うんだ。しぶといやつだな」、ファンング氏は強く答えを要求した、「廷吏、こいつの名前は」。

〔中略〕

尋問がここまで進んだ時、オリヴァは顔を上げて、訴えるような眼差しで見回して、か細い声で水を一杯下さいと言った。「ふざけるな」、ファンング氏は言った、「判事を馬鹿にしようというのか」。

「本当に具合が悪いようですが、判事殿」、廷吏が注進した。

「お前に何が分かる」、ファンング氏が言った。

「気をつけて下さい、廷吏さん」、老紳士が思わず両手を上げて言った、「倒れるかも知れません」。

「その少年に触るな、廷吏」、ファンングが叫んだ、「倒れたいなら倒れたいい」。

この心温まる許可を得て、オリヴァは氣を失つて、床へ倒れ込んだ。廷吏たちは顔を見合わせしたが、誰一人動かなかつた。

「氣絶したふりなどしたって、騙されないうぞ」、さあ目の前に動かぬ証拠があるぞとばかり、ファンングは言った、「放つておいたらいい。どうせすぐに根負けするさ」。

「判事殿、いかが裁決なさいますか」、声を抑えて書記が尋ねた。

「即決処分とする」、ファンング氏は答えた、「この少年を三ヶ月の重労働の刑に処す。一同退廷」。

退廷のために入口が開いて、二人の廷吏が意識を失つた少年を独房へと運ぶため抱えようとする、小さいながら貧しうな年老いた男性が着古した黒服に身を包んで法廷へと駆け込んで来て、そのまま判事席へと進み出た。⁽³³⁾

ここに見るのは、先に言う社会的立場によって尊敬を勝ち得ている「偉い人」の判断力と考えるには、あまりにもか
け離れた裁きの様子である。被告だろうと、告訴人だろうと、書記や廷吏だろうと、法廷にいる誰にも耳を貸そうせ
ずに威張り散らすファンク氏には、実は実在のモデルが存在する⁽³⁴⁾。何から何まで誇張するディケンズのことなのでこ
の描写が判事の実像どおりだったかどうかは今では知る由もないが、モデルとなった判事は更迭されているのである
程度は真実だったのかも知れない。いずれにしても、ファンク氏のような人物を含む治安判事というものをディケン
ズは酷く嫌い、中でも先に述べた、法律的な資格を有さない素人判事を特に嫌った⁽³⁵⁾。ただし、これをディケンズの個
人的な好悪の問題として片付けるのも早計である。権威を楯にして個別の事情に耳を傾けず少年に重労働や絞首刑を
科す治安判事がいる一方で、そこに立ち会う被害者がオリヴァに同情しているし、またこの裁きの場面を読んだ小説
の読者はオリヴァをかばう立場にいるからであるし、実在の判事の更迭はこうした裁きが社会で全面的に受け入れら
れていなかったことを証明するからである。

このように、ディケンズが法律家を描くとなると、それがそのまま悪口のリストになっていく。他にも、『ピク
ウィック・ペイパーズ』で大々的に描かれる裁判の場面では、ピクウィック氏の従僕であるコックニーの陽気な青年
サム・ウェラーが証人台に立ち、相手の法廷弁護士からの質問に軽快に答えてゆく。労働者階級でありながらも頭の
回転の速いサムによる機知に富む回答は、コミカルにして、同時に、むしろ相手に不都合な真実を引き出すかたち
になっており、教育制度の外に置かれている知性と対照的なたちで、法律家の持つ浅ましい知恵が貶められている。
現在でも法律家という職業やそれに携わる者は自分の利益しか頭にない品性下劣な卑怯者、さもなくば世間からずれ
た見識の持ち主であるという国民的な確固たるステレオタイプが形成されている。ロンドンに住む労働者階級の陽

気ないイメージは従来は存在しなかったが、サム・ウェラーの登場一つで形成されたとも言われるが、同様に、こうした法律家のイメージの形成には、そのすべてとは言えなくともヴィクトリア朝で最も多くの読者を獲得したデイケンズ本人がある種の業務妨害に及ぶほどまでにそれに貢献していると考えられる。

また、これらの法律家が担う法律の制度そのものも、デイケンズの小説の中では大いに批判するべき対象として攻撃されている。ピクウィック氏にとつての最終的な敵は、自身に利益誘導をせず賢い法律家よりも、そうした利潤創出を主目的とした法ビジネスを野放しにしている法律制度であるし、先に見た『荒涼館』に多くの法律制度の不備も法の最終的な効果が民に向けられていないことへの不満からである。そして、確かに現在に生きる我々も、法律にはそうした負の側面がやむを得ず付いてくると、事実考えているのである。我々が考える法律にまつわる弊害のありかをデイケンズを通じて今一度考えると、それは何も法律の理念や法律の存在にもともと内在するものではないことが分かってくる。デイケンズが一貫して描くとおり、むしろ、法律が運用される際の手続に関する問題であり、それを司る者たちの不誠実さを問題にしているのである。そして、その問題に至ると、先にデイケンズの職業経歴を確認してきてはいるものの、すべてをそこに参入することのかなわなかったデイケンズの個人的なルサンチマンに帰することはできないと思われるのである。

ところがデイケンズの描く法律家に変化が見られるとしたらそれは比較的晩年に著した『二都物語』の主人公シドニー・カートンと、『我らが共通の友』（一八六〇～六二年）に登場するモーティマ・ライトウッドである。共に法廷弁護士であり、無気力で、情性のみで生活している点で共通しているが、ここではライトウッドについて見てゆくことにする。『我らが共通の友』に登場するユーージーン・レイバースとモーティマ・ライトウッドは共に上流階級に属し

ている無気力な若者で、二人とも法廷弁護士資格を家庭の事情などから止むなしに取得しているが、全くこの仕事を気に入っていない。レイバーンは資格を取得して七年が経ち共同で法律事務所を経営しているが、ライトウッドは五年前に資格こそ取得したが実務に携わった経験が一切ない。それでも二人ともろくに働きもせず社交界に顔を出していられるのは、家の財産があるからである。このように、当時は法律家としてのプロフェッションの資格を持ちながら特にその実践に携わる必要などなく延々とモラトリアム期を過ごす者は数多くおり、それはそもそも裕福な家庭が長子以外の子弟を家から出して独り立ちさせる上での手土産のようなかたちで資格をつける機会を与えているからで、当然ながら当面その資格の業務に就く必要のない者も出てくるのである。フォースターの様に法律と文筆の二足のわらじを試みる事ができたのもこうした背景があつてことである。加えて二人は共通して無気力である。財政的な困難がない現状が続いていけば問題はないわけだが、この二人の場合はその状況をどこかで問題視していることは、実はその無気力そのものに現れていると言つてよいだろう。レイバーンが「浅はかなやつらは言うもんだ、〔中略〕「要は活力の問題だよ」つてね。辞書に載つている中で一番嫌いな言葉が「活力」だよ。そんなもの、因習からくる思い込みに過ぎないね。馬鹿みたいに繰り返してはるけど、全くくだらないよ。通りへ走り出て最初に見た懐の温かそうな人の襟首を捕まえて、「訴訟を起こせ。俺を雇え。さもないと命はないぞ」と揺すればいいのかよ。活力なんて所詮そういうことを言うんだらう」と言つと、その言葉にライトウッドは全面的に同意する。³⁶しかし、活力を示す機会などこの世に見当たらないからだとライトウッドは付け加えている。社会に一切の参画をしていない自らに危機感を覚え、自分の役割を探してもいるのである。自分に求められる役割が役割ならそれに相当する正義やそれを支える道徳感を身につける義務さえ感じるかも知れないというあり方は、前時代の上流階級がその属する階級ゆえに使用

を覚えたのと実は同じ感じ方であり、ここではそれを行きがかり上身につけてしまった職業ゆえに感じている。社会的使命がプロフェッションというかたちで形骸化していることの表れであると言えよう。

そうした中でライトウッドには人生で初めての仕事として、死亡した財産家の遺言執行の手伝いの依頼が舞い込むこととなる。この依頼の業務を通じて、大変入り組んだ問題が現れ、その解決を通じて決してこの小説の主人公ではないライトウッドに多くのことがらを経験させることとなる。一つには、自分の職務が依頼人と関係者によって強く求められることを実感し、自らが生業とする法律の業務に責任感を覚えるようになったこと。もう一つは、レイバーが労働者階級のリジー・ヘクサムに恋をした際、その身分違いの関係を当初は理解しかねていたものの、次第に所属階級よりも人間性が優先することに己の目が開いてゆく過程を経験したことである。結果、ライトウッドは「異例なまでの迅速さと意欲を持って専門とする職をこなし、方針が決まるごとに活力をもつて業務をこなす」人物に生まれ変わり、レイバーの恋愛相手の階級差について上流階級の社交界で誰が何と言おうと全く意に介さず、友人の判断を賞賛し弁護するようになる⁽³⁷⁾。

勸善懲惡の風味が強いディケンズの小説のスタイルからすると、通常はその結末において特に主人公でない人物は人格相応の社会的位置づけを新たに与えられることが多く、その人物の人格の方が変化するという結末はあまり用意されていない。その中で、『我らが共通の友』という小説は数あるディケンズの小説の中でも、人物の変化としての正義の発見が描かれている点で希有である。一晚で人格が真逆になって人々を驚かせることで有名な『クリスマス・キャロル』（一八四三年）の主人公スクルージでさえ現実離れした設定を必要としたのである。加えて、ライトウッドにおいては、スクルージのように人間性が変化しただけではなく、法律家という具体的な職業上の倫理の回復までが

描かれている点で珍しい。それも死ぬか生きるかの恐ろしい目に遭うこともなく変化を見せるのである。

より広く言えばこのことは、法律家の改心を期待して、新たな倫理観を司法に持ち込もうとしているということである。デイケンズが不満を抱えていたのは、先に言う、法治主義の看板を掲げつつその内実として階級社会に依拠した旧来の徳治主義を継承する法制度である。デイケンズもまた徳治主義を標榜し、法制度の中のプロフェッションの席に座り、結果的に法を仲間内で私物化する者が本当に徳を体現する階級集団であるのかということに疑念があり、そこに自らを含む技能および実際の徳に裏付けられた中産階級の出る幕を強く期するところがあつたと考えられるのである。法制度の運用の仕組みが問題であると指摘しつつも、その法制度の改革については提案を行っていないデイケンズの主張は、ただ、内的な道德を信じる誠実な者がこれを司ることでのどのような制度の下でもよくなるのだという単純な信条に裏付けられているに過ぎない。無論、善悪の両義性など頭がないデイケンズのことであるから、正義が一面的になり独善に陥る危険や、偽善がまかり通る場合に対する防御策を講ずるわけでもない。法が倫理的であるためには、法律家という職業集団が新たな倫理観を持つ中産階級の参入を歓迎するか、もしくははその集団の中にいる人間が倫理的になるかの二つである。小説の中で、法の制度の中にいる人物の人間性をここまで一貫して批判する理由もここに求められるだろう。したがって、デイケンズはその一つのケースとして自分が法律家になって新たな時代の倫理観を持ち込むならば、法はまた正常に機能する方向に向かうだろうと考えると共に、既にその集団の中に身を置くライトウッドのような人間に改心してもらふ必要があるのである。デイケンズが示した人後に落ちぬ自己顕示欲や上昇志向と並んで、ここには同じくデイケンズが強い関心を示し、精力的に力を注いだ、社会改革としての意図があつた言つてよいのではないだろうか。

そして、このことは、デイケンズがサツカリに笑われてでもフォースターと共に主張した、プロフェッションとしての作家の地位ということも大きく関係してくるだろう。デイケンズが作家としての不動の地位を獲得してなお法学院に登録したことも、一個人としての法律家への憧れを超えるものがあつたと思われるのである。これは文学者として必ずしも得られない尊敬を法律家として得ようとすることや、法律家としてなし得ないことを文筆において実現しようという話ではない。生まれた階級や選べなかつた教育によつて身を置くことのなかつた法律の世界に度々アプローチを試みているのは、法律における正義の実践を、プロフェッションとしての作家が行う営みと目的を同じくするものと捉えていたからである。だからこそ、逆に作家業は法律家並に倫理の必要とされる特異な職業であるのに同等の社会的尊敬を得ていないことへの不満があつた。つまり、倫理の社会的実践という意味では、文学の営みも法律的業務の営みも同じ一つのことだと考えているのである。折しも一九世紀は、世の中をよい場所にするという目的を初めて文学が持つた時代である。それまでの個人的な道徳譚や教訓話の枠を超えて、労働問題を始めとする社会問題を扱い、全社会的な倫理を扱うことで、文学がその大きな目的として社会の改革を視野に入れ始めた時代なのである。そして、その時代にあつて提案されるのは、新たに社会において中心的存在となり始めた中産階級の倫理観であり、デイケンズが法に求めたこともこれの延長上に考えることができるのである。貴族を超えるほどの莫大な財産を築いたデイケンズの息子たちは何不自由なく暮らすことができる状況に置かれたものの、デイケンズはその息子たちに、特に著述業に就くようには言っていないが、これからの時代を生きるのに必須のこととして、勤勉に生きるよう、自分の職業を持つよう、極めて中産階級的な助言をし続けているが、ここにもデイケンズが期した新たな社会観が表れていると言えないだろうか。

一方で、ディケンズ個人から離れて社会全体から見ると、この件は低い階級の者に対して道が開かれ始める時代であったことを象徴している。すなわち、門地に関わらず正しき心を持つ者が、声を上げて努力を怠らず、社会的な指導的立場に就くならば社会がよくなっていくという信条が形成されているのであり、プロフェッションと呼ばれる職業群についての考え方が新たな段階に入ったのだと言える。新たな時代に求められる正義とは、パブリックな性質を新たに備えるものであるがゆえに、それに応じた倫理観とそれを備える適任者が求められる理由があった。その後、徐々に動き始めた社会は、二〇世紀を通じて、パブリックな作家、立法者や法律家の登場を見るが、一九世紀から大きくその構成員の内容を変化させた面と、そうそう変わらない面の両方を見て取ることができる。制度とそれを支えるものとしての倫理を求めるあり方の問題そのものは一九世紀に既に存在していたと言っていいたいだろう。そして、その外側にある法治主義の制度そのものは人々をその中に閉じ込めたままにして置き、誠実な倫理観を持つと思しき者にその担い手の資格を交代で与え続けるほかに術がないことも今日まで不変である。

ディケンズもそうした社会の中に閉じ込められた一人として、法を遵守し、その他律的に定められた枠の中で生きていく以外に選択肢がないことは自明である。だから死後に法に則って履行されるべく遺書を書いている。ただし、社会に広く公表されることは避けられないはずの遺書の末尾に、財産の一部をエレン・ターナン（一八三九―一九一四）に遺贈することを書き留めている。⁽³⁸⁾ ディケンズが長年隠していた愛人である。ディケンズがこの点を問い詰められたなら、やはり言っただろう、「法律ってやつはまだ独り者で、女房をもらったことがないに決まってる」と。

- (1) 小説『リトル・ドリット』（一八五〇～五七年）のことを指して言っている。ここでの国民の扱われ方の実状の描き方は、カー・マルクス以上に「過激」あるいは「扇動的」(seditious)であると語り、さらに自分を社会主義者にしたのはこの小説であると明言している。Laurence and Quinn, p. 51.
- (2) Charles Dickens, *Nicholas Nickleby*, The Oxford Illustrated Dickens (1950, Oxford: Oxford University Press, 1987), p. 603 (Chapter 46).
- (3) Charles Dickens, *Bleak House*, The Oxford Illustrated Dickens (1948, Oxford: Oxford University Press, 1991), pp. 5 (Chapter 1) and 20 (Chapter 3).
- (4) Charles Dickens, *Oliver Twist*, ed. by Kathleen Tillotson, The Clarendon Dickens, gen. ed. by John Butt, Kathleen Tillotson, James Kinsley and Pamela Dalziel (Oxford: Clarendon Press, 1966), p. 354 (Chapter 51).
- (5) ポンド (pound) とは別に、謝礼の支払いに使われる目的でギニー (guinea) という通貨が用意されており、謝礼のほか、賞金や会費、寄付金などの支払いに用いられる。一ギニーは一〇五ポンドに相当し、わずかに高額なのは心付けの意図を示すためである。
- (6) 現在ではより客観的な法曹資格試験が導入されているが、招喚の習慣は不変である。
- (7) 穂積も増島も共にミドル・テンブル法学院 (Middle Temple) に所属し、穂積は一八七九年、増島は一八八三年に法廷弁護士資格を得ている。増島は著書その他で自らを「パリストル増島六一郎」と長年名乗り続けていた。
- (8) Ian Reid, R. Williams and M. Rayner, 'The Education of the Elite', in Geoffrey Walford, ed., *Private Schooling: Tradition, Change and Diversity* (London: Chapman, 1991), pp. 37-58 (p. 21).
- (9) ギルバートは法廷弁護士資格を有していた。
- (10) 一九世紀当時は刑事事件だけではなく民事事件もまた下級裁判所では資格を持たない治安判事によって裁かれていた。
- (11) 先に述べたとおり治安判事の判断に多くを委ねることで一九世紀までに委ねられる陪審制の及ぶ範囲は縮小の傾向を辿ったが、当時の陪審員を担う者が人口全体ほんの一部であったことを考慮すると全社会的な意味では陪審制の及ぶ範囲は二〇世紀から今日にかけて格段に広がったと言える。
- (12) パーキンによると、階級社会が最も固定した時期を一九世紀末葉に見ているが、それまでにプロフェッションの確立が

その大きな要素となっている。Harold Perkin, *The Rise of Professional Society: England since 1880* (London: Routledge, 1989).

(13) 従来も有閑階級でサロンを形成していた「文人」(man of letters)の存在はあり、アマチュアリズムを基幹理念とした紳士階級のサークルは存在していたが、その中にジャーナリズムは含まれていない。また、当時想定されていた各種芸術における階層という考え方の中で、最高峰に置かれる詩に対して、新興の形態であり最底辺に置かれていた小説は未だ芸術としてもその地位を確立していなかった。

(14) デイケンズとフォースターは「文学の尊厳」(the dignity of literature)というキーワードの下に作家のプロフェッショナルとしての可能性を主張したものの、この言葉をサッカーが皮肉として用いたことで、デイケンズとサッカーの間の不仲の原因の一つとなった。以下の文献に詳し。K. J. Fielding, "Thackeray and the 'Dignity of Literature'"; *Times Literary Supplement*, 19 and 26 September 1958, pp. 536 and 52; Mark Cronin, Henry Gowan, William Makepeace Thackeray, and "the Dignity of Literature" Controversy; *Dickens Quarterly*, 16.2 (June 1999), 104-15; Daniel Hack, "Literary Paupers and Professional Authors: The Guild of Literature and Art"; *Studies in Literature, 1500-1900*, 39 (Autumn 1999), 691-713; Richard Salmon, "Professions of Labour: David Copperfield and the 'Dignity of Literature'"; *Nineteenth-Century Contexts*, 29.1 (March 2007), 35-52.

(15) 時代性を考えると、この議論に関しては常識もサッカーの味方をしており、デイケンズには分がなかったと言わざるを得ない。しかし、パーキンによると、文壇がプロフェッションの一角を形成しはじめた兆しをデイケンズの死後一八八〇年代には確認することができる。Perkin, p. 85.

(16) 当時の英国では刑事事件と同様に、債務超過者を民事として裁いた後に債務者監獄 (debtor's prisons) に投獄した。デイケンズが、「ウォトキンズ・トトルの人生の末路」(一八三五年、『ボズのスケッチ集』所収)、『ピクウィック・ペイパーズ』(一八三六年)といった作品で、投獄されるまでに至る各段階を事細かに描くことができたのは、実際の希有な経験の裏付けがあったからである。しかし、デイケンズは自身の一家が投獄されたことや幼少時の労働の経験を死ぬまで公開しなかった。(17) 聖職者や法律家が多いのは、こうした職業に就く者に識字や教養が集中していたことが原因と考えられるが、ここでもプロフェッション従事者が文学芸術および政治的言説を牽引してきたことを確認することができる。

- (18) John Forster: *The Life of Charles Dickens*, 3 vols (London: Chapman & Hall, 1872-74 [1871-73]), 1, 66-67.
- (19) 民法博士会には、主に民法を扱う協会裁判所と海事裁判所が入っていた。当時既に古めかしい機関としての印象があったようで、ディケンズは後に「民法博士会」(一八三六年、『ボズのスケッチ集』所収)や『ディウィッド・コバフィールド』(一八四九-五〇年)といった作品の中で、形式主義と時代錯誤を諷刺している。実際、一八五七年に廃止され他に統合された。
- (20) Forster, 1, 71.
- (21) そして長編デビュー作である『ピクウィック・ペイパース』に、『ピクウィック・クラブ』という私的サークルではあるが通信員たちの物語という設定を選んでいることは、当時の自身の職業経験を直接に活かしたものである。
- (22) William J. Carlton, 'A Companion of the Copperfield Days', *Dickensian*, 50 (December 1953), 7-16 (p. 14).
- (23) 「法廷弁護士として招喚されるためには、やらねばならぬことがあるのだ」と、海外で招待された場所を訪問せずに帰国することを知人に詫言っている。さらに、「法廷弁護士に与えられるいくつかのすべきことに既に手が届くところに来ていゝ」との見込みも示している。Charles Dickens, 'To Madame De La Rue', in *The British Academy / Pilgrim Edition: The Letters of Charles Dickens*, gen. ed. by Madeline House, Graham Smith and Kathleen Tillotson, 12 vols (Oxford: Clarendon Press, 1965-2002), iv (1844-1846), 533-35 (p. 534; 17 April 1846).
- (24) ディケンズは刑事事件を長らく近くで見てきた者として「警察判事」(police magistrate) になることを希望する手紙を出している。さらに、この責務を執行する業務を改善することについて自分には適性があることを訴えている。Dickens, 'To Lord Monpeth', in *The Letters of Charles Dickens*, iv, 566-67 (20 June 1846).
- (25) Robert Douglas-Fairhurst, *Becoming Dickens: The Invention of a Novelist* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2011), p. 68.
- (26) 一八五五年三月一七日の議事録に残る請願からの引用がカールトンの論文の中に転載されている。Carlton, p. 16.
- (27) ただし、ディケンズが法律事務所で働いたり記者をしていたりした時代と作家になってからの時代とでは時間的乖離があるため、法律にまつわって時代錯誤で不正確な記述も小説の中になかり残っているとどう。David Sugarman, 'Law and Legal Institutions', in Paul Schlicke, ed., *Oxford Reader's Companion to Dickens* (Oxford: Oxford University Press, 1999), pp. 316-22 (p. 322).

- (28) デイケンズは、単純なほど善人と悪人をはっきりと書き分けるタイプの作家であり、時代を代表する作家でありながら、その点では一九世紀の作家としては異例であると言える。
- (29) 無害な事務弁護士として『ピクウィック・ペイパーズ』に登場するウォードル氏の顧問事務弁護士のパーカー氏などがある。『大いなる遺産』に登場するボケット氏は主人公ピップの上京後を支えてくれる好人物であるが法律家としてはまだ卵である。同じく『大いなる遺産』に登場するジャガーズ氏は人間性をほとんど表に出さない人物である。また、『二都物語』(一八五九年)に登場する法廷弁護士シドニー・カートンは、後述のライトウッドと同様、無気力な若者である。
- (30) Charles Dickens, *The Pickwick Papers*, ed. by James Kinsley, The Clarendon Dickens, gen. ed. by John Butt, Kathleen Tillotson, James Kinsley and Pamela Dalziel (Oxford: Clarendon Press, 1986), pp. 287–93 (Chapter 20).
- (31) Charles Dickens, *The Old Curiosity Shop*, ed. by Elizabeth M. Brennan, The Clarendon Dickens, gen. ed. by John Butt, Kathleen Tillotson, James Kinsley and Pamela Dalziel (Oxford: Clarendon Press, 1997), pp. 284–85 (Chapter 37).
- (32) そもそも少年法の考え方がなかった時代にはイギリスでは七歳以上はすべて大人と同様に裁かれ、絞首刑も含む刑の対象となっていたが、一八一〇年代に少年用の刑務所が用意されるなど、少年を別の扱いにする考え方が形成され始める時期があった。しかし、最初の少年法が可決するのは一八四七年であり、それまでは少なくとも表面上は大人との区別はなかった。少年法廷ができるのは二〇世紀も後半になってからであるが、それもまた治安判事裁判所の一部として設置されている。
- (33) Dickens, *Oliver Twist*, pp. 62–65 (Chapter 11).
- (34) デイケンズは、『ピクウィック・ペイパーズ』に登場するバズファズ弁護士などその他の法律家や、あるいは法律家以外の登場人物に対して、それと分かる同時代の実在人物のモデルをあてて書いており、このことでデイケンズは時に非難を受けている。しかし、先の議論にあるとおり、法律家の権威に合い並ぶものとしての作家の権威を想定していたデイケンズとしては、これを正当な批判の手段として意図的に使ったと考えられる。
- (35) Sugarman, p. 318.
- (36) Charles Dickens, *Our Mutual Friend*, The Oxford Illustrated Dickens (1956; Oxford: Oxford University Press, 1966), p. 20 (Chapter 3).
- (37) Dickens, *Our Mutual Friend*, p. 803 (Chapter 16).

(38) ターナンのミドルネームは「ローレス」(Ellen Lawless Ternan)であり、目下の文脈を考えるとどうも偶然とは思えない名前だが、単なるよくできた偶然である。

参考文献

- Carlton, William J., 'A Companion of the Copperfield Days', *Dickensian*, 50 (December 1953), 7-16
- Cronin, Mark, 'Henry Gowan, William Makepeace Thackeray, and "the Dignity of Literature" Controversy', *Dickens Quarterly*, 16.2 (June 1999), 104-15
- Dickens, Charles, *The Clarendon Dickens*, gen. ed. by John Butt, Kathleen Tillotson, James Kinsley and Pamela Dalziel, 9 vols+ (Oxford: Clarendon Press, 1965-)
- , *The Oxford Illustrated Dickens*, 21 vols (1948-58; Oxford: Oxford University Press, 1966-68)
- , *The British Academy / Pilgrim Edition: The Letters of Charles Dickens*, gen. ed. by Madeline House, Graham Smith and Kathleen Tillotson, 12 vols (Oxford: Clarendon Press, 1965-2002)
- , *The Oxford Illustrated Dickens*, 21 vols (1948-58; Oxford: Oxford University Press, 1966-68)
- Douglas-Fairhurst, Robert, *Becoming Dickens: The Invention of a Novelist* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2011)
- Fielding, K. J., 'Thackeray and the "Dignity of Literature"', *Times Literary Supplement*, 19 and 26 September 1958, pp. 536 and 52
- Forster, John, *The Life of Charles Dickens*, 3 vols (London: Chapman & Hall, 1872-74 [1871-73])
- Gilbert, W. S., 'Trial by Jury', in *The Complete Annotated Gilbert and Sullivan*, introd. and ed. by Ian Bradley (Oxford: Oxford University Press, 1996) pp. 6-39
- Hack, Daniel, 'Literary Paupers and Professional Authors: The Guild of Literature and Art', *Studies in Literature, 1500-1900*, 39 (Autumn 1999), 691-713
- Laurence, Dan H., and Martin Quinn, eds., *Shaw on Dickens* (New York: Ungar, 1985)
- Perkin, Harold, *The Rise of Professional Society: England since 1880* (London: Routledge, 1989)

- Reid, Ian, R. Williams and M. Rayner, 'The Education of the Élite', in Geoffrey Walford, ed., *Private Schooling: Tradition, Change and Diversity* (London: Chapman, 1991), pp. 37–58
- Salmon, Richard, 'Professions of Labour: *David Copperfield* and the "Dignity of Literature"', *Nineteenth-Century Contexts*, 29.1 (March 2007), 35–52
- Sugarman, David, 'Law and Legal Institutions', in Paul Schlicke, ed., *Oxford Reader's Companion to Dickens* (Oxford: Oxford University Press, 1999), pp. 316–22
- Walford, Geoffrey, ed., *Private Schooling: Tradition, Change and Diversity* (London: Chapman, 1991)

(本学法学部教授)